



# 介護が必要と感じたら・・・

## 介護保険

## 介護サービスを利用するまでの手順

介護保険のサービスを利用するには、「要介護認定」を受けなければなりません。

### 申請

介護が必要になったら、まず、要介護認定の申請が必要です。

介護保険のサービスを利用するには、介護や日常生活に支援が必要な状態であることなどについて認定（要介護認定）を受けることが必要です。

要介護認定を受けるためには、石垣市介護長寿課に申請します。

※申請に必要なものは、「介護保険被保険者証」「申請者の印鑑」「健康保険被保険者証（40歳以上65歳未満の

### 調査

介護が必要な状態か調査します。

#### 認定調査

調査員が家庭等を訪問し、介護を必要とする方の心身の状態などを調査します。

※全国共通の調査票により、研修を受けた調査員による調査が行われます。

#### 主治医意見書

主治医が病気の状態などをまとめた医学的な見地からの意見書。

コンピュータによる判定

### 審査判定

どのくらいの介護が必要か審査します。

#### 介護認定審査会

コンピュータによる判定結果や主治医の意見書などをもとに介護認定審査会で、

- 介護や日常生活に支援が必要な状態か
- どのくらいの介護を必要とするか（要介護度）

が決められます。また、第2号被保険者については老化にともなう病気によるものかについても審査判定されます。

### 認定

認定を行いその結果を通知します

通知の結果をふまえ

在宅でサービス  
を利用したい

要支援1・2

要介護1～5

地域包括支援センターに申し込みます。

居宅介護支援事業所に申し込み、介護サービス計画を作成してもらいます。

※介護サービス計画の作成には利用者負担はありません。

※非該当は介護保険の対象者にはなれませんが、地域支援事業による介護予防事業を利用することができます。

施設等に入所したい

入所を希望する施設に直接申し込みします。

サービスの利用開始